科目	獲得目標	内容	時間数
1,障害児者の地域 講義(5時間)	支援と相談支援従事者(サー	- -ビス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役害	削に関する
相談支援(障害児 者支援)の目的	基本的人権の尊重のため の支援の意味と価値を理解 する。 また、利用者理解の重要 性について理解するととも に、障害児者の地域での生 活の実情について理解す る。	・障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを出来るために生活支援が実施されることについて理解するための講義を行う。 ・障害児者が置かれている立場の理解を深めるために、障害当事者による講義等を実施する等、地域の実情に合わせた工夫を行う。	講義 1.5時間
相談支援の基本的 視点 (障害児者支援 の基本的視点)	本人を中心とした支援を実施するにあたり、相談援助(障害児者支援)の基本的な姿勢について理解する。		
相談援助に必要な 技術	本人を中心とした支援を実施するにあたり、獲得すべき相談援助技術について理解する。	を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシ	講義 1 時間

2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義(3時間)

相談支援におけるケ アマネジメントの手 法とプロセス

本人を中心としたケア マネジメントのプロセス と必要な技術の全体像に ついて理解する。

・本人を中心としたケアマネジメントの目的、意 思決定に配慮した一連のプロセスについて、具 体的な計画相談支援等の事例を用いて講義を 行う。

講義 1.5 時間

- ・相談支援専門員とサービス管理責任者等との 具体的な連携のあり方について理解し、個別支 援計画等は、サービス等利用計画等に記載され た総合的な支援の方針やニーズ、目標等に基づ き作成され、適切なサービス提供のためには両 計画の連動が重要であることを理解する。
- ・ケアマネジメントにおける社会資源の活用、他 職種連携、チームアプローチの重要性について

留意する。

相談支援における 地域への視点

各相談支援事業の役割 と機能を理解し、相互が 連携することにより地域 において効果的な相談支 援体制が構築されること を理解する。

相談支援において地域 資源を把握しネットワー クを構築することの重要 性について理解する。

(自立支援)協議会の目 的、仕組み、機能について 理解する。

- ·指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事 業、地域生活支援事業による相談支援事業(障 1.5時間 害者相談支援事業、基幹相談支援センター、専 門性の高い相談支援事業等)の各役割と機能、 相互の連携並びに重層的な体制を構築するこ との重要性についての講義を行う。
- ・相談支援(ケアマネジメント)を実施するにあ たって、サービス提供事業者等の地域資源を適 切に調整するためには、それらについての情報 を把握しネットワークを構築しておくことの 重要性について講義を行う。
- 個別の相談支援活動から見いだされる課題を地 域課題として共有し、解決に向け官民による協 働が行われる協議会の目的、仕組み、機能につ いて講義を行う。また、各都道府県内における 協議会を活用した地域課題の解決事例について 報告等を行う。

3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供 のプロセスに関する講義(3時間)

障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律及び児童 福祉法(以下障害 者総合支援法等) の理念・現状とサ ービス提供プロセ ス及びその他関連 する法律等に関す る理解

障害者総合支援法等の目 的、基本理念や障害福祉サ ービス等の基本的な内容を 理解する。また、障害者総 合支援法等における自立支 援給付等の仕組みを理解す

障害者支援における権利 擁護と虐待防止に関わる法 律を理解する。

- ・これまでの障害福祉制度の変遷を踏まえ、障害者 総合支援法等による障害児者の自立と共生社会 の理念、その実現を図るために必要な障害福祉 サービス及び児童福祉サービス等の制度概要に ついて講義を行う。具体的には、自立支援給付 (障害児通所支援、障害児入所支援を含む)、地 域生活支援事業、不服申し立て、障害福祉計画 及び障害児福祉計画、(自立支援)協議会の位置 付け、介護保険との関係等についてふれる。
- ・障害者の権利を護るための法律及び関連制度 (障害者の権利に関する条約、障害者差別解消 法、障害者虐待防止法、成年後見制度や日常生 活自立支援事業等)の関係性および概要につい て講義を行う。

1.5時間

障害者の日常生 活及び社会生活 を総合的に支援 するための法律 及び児童福祉法 における相談支 援(サービス提 供)の基本

障害福祉サービス等の提 供における相談支援専門員 とサービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者 (以下サービス管理責任者 等)の役割、両者の関係性 を理解する。

サービス提供において利 用者の権利擁護と虐待防止 を図るために相談支援専門 員とサービス管理責任者等 が果たすべき役割を理解す る。

・相談支援事業の成り立ち、相談支援の体系(自 立支援給付、地域生活支援事業)について理解 1.5 時間 するための講義を行う。

· 指定計画相談支援 · 指定一般相談支援 · 指定障 害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基 準に基づいて、相談支援専門員としての責務及 び業務(サービス等利用計画案等の作成、サー ビス担当者会議の実施、サービス等利用計画等 の作成、モニタリング)を理解し、適切で質の 高いサービス提供において重要な役割を担う立 場である事を認識するための講義を行う。

・指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び 運営に関する基準に基づいて、サービス管理責 任者等としての責務及び業務(個別支援計画の 作成、他)を理解し、適切で質の高いサービス 提供において重要な役割を担う立場である事を 認識するための講義を行う。

- ・サービス提供において相談支援専門員とサービ ス管理責任者等との連携のあり方とその重要 性、サービス等利用計画・障害児支援利用計画 (以下サービス等利用計画等) と個別支援計画 の関係について理解する。
- ・「障害者虐待防止の引き」等を活用し虐待防止 における相談支援専門員とサービス管理責任者 等が果たすべき役割を理解するための講義を行 う。

講義